

〔新刊書評〕

小川真理子著  
『ドメスティック・バイオレンスと民間シェルター  
— 被害当事者支援の構築と展開』  
世織書房, 2015年

山本千晶

本書は「DV被害者を支援するという明確な目的を持って設立され、DV被害者のニーズに応え支援する、自発的な活動体」(3)である「民間シェルター」について調査を行い、「まるで社会に存在しないかのようにひっそりと運営されている」(i)というミステリアスな(?)その実態を明らかにした「初の民間シェルター研究」である。したがって、DVを専門に研究されている方には私が勧めるまでもない。本書をお勧めしたいのは、まず、DVに限らず、相談業務など何らかの当事者支援に関わったことのある方、次に、行政機関でDV被害者支援に関わっていらっしゃるあるいは関わる可能性のある方である。

以下、その理由とお勧めポイントを本書に沿いながら整理してみたい。

第1章「民間シェルター研究」では、先行研究を整理し、本書の分析課題が提示される。とくに、民間シェルターに関する研究の蓄積があるアメリカの研究は興味深い。行政による財政支援を必要不可欠とする一方で、行政に取り込まれず組織の自律性をいかに維持していくかというジレンマはある種なじみ深い問題ではなからうか。さらに、専門化と組織化を進めていくことによる合理化のメリットと同時に、当初の“草の根的な”理念が薄れていくような、おそらくあらゆる運動が(フェミニズムも例外でなく)直面するであろうジレンマが、本書では民間シェルターというテーマのもとに問題提起されている。また、私のような相談業務に片足を突っ込

んでいる人間にとって、「個別の問題解決型アプローチ」と「フェミニズムの政治的な分析アプローチ」との葛藤状況はもっとも気になるテーマである。このような広い射程をもつジレンマに対し、本書がどのようなアプローチを提示していくのか、以下での展開に期待が高まる。

第2章「民間シェルターの組織と運営」では、民間シェルターの組織、運営や主な支援内容といった民間シェルターの実態が説明されている。単なる概要ではなく、筆者自身の調査により一つ一つ検証してあるため、項目ごとに独自の分析が展開されていて興味深い。例えば、地域分布では、大都市圏と地方都市の比較から、民間シェルターの特色がより鮮明になり、また、男女のスタッフ構成比では、男性スタッフの位置づけが丁寧に調査されておりジェンダー視点からも興味深い。休止・閉鎖した民間シェルターにも調査が行われており、とくに閉鎖した民間シェルター支援者の「フェミニズムの視点」をめぐるジレンマは、DV支援にとどまらない、運動や支援のあり方について考えさせられる。

本書のメインは何といても第3章である。第3章「民間シェルターによる支援」では、第2章までに“公的支援の硬直性”と“民間シェルターの柔軟性”としてやや抽象的に把握されていた枠組みが、「柔軟な対応」とは何か、なぜそのような対応が必要なのか、そしてそこから見えてくるDV被害者支援の難しさと公的支援の問題点といったDV支援の「全貌」(といっては上げさかかもしれないが)が、支援者の語りか

ら一挙に明らかになる。本書の最後に民間シェルターの利用者、すなわちDV被害者へのインタビューを取り入れることができなかったことが今後の課題として言明されており（278-9）、もちろん当事者の声の重要性は疑うべくもないが、それでも、支援者の語りを通じてさえ、DV被害者が抱える問題の深刻さとその多様性が伝わってくる。だからこそ、「被害者が必要としているときに、タイミングを見計らって適切な支援を提供する」（146）ということが、どれほど難しいことか、支援に携わったことのない読者にも容易に理解できる。あるべき支援のために必要な「しろうと性」こそがシェルター支援者の「専門性」であるという筆者の分析は、「支援」におけるダイナミズムがもっとも現れている箇所でもあろう。そして、「支援活動を通してしかえられない本当に必要な支援のあり方」（156）を支援者が体得していく中で、同時に社会変革の必要性にも気づかされるというプロセスが、支援者の言葉から析出されていく。第1章で触れたように、評者も当初はフェミニズム、ジェンダー問題の研究者として社会変革の必要性を追究してきたが、相談業務に携わる中で、個別の問題解決に追われ、個々の事例を組織変革のための政治的要求にまで一般化して分析・展開することがいかに困難か、日々忸怩たる思いでいる。そのような経験から、本章で示された「シェルター運動」への支援者一人一人の関わり方とそのあり方にはエンパワーされた。本書冒頭で筆者は「法制度・政策研究が中心であったDV研究に被害者支援論や支援制度研究の視点から新たな知見を加えている」（iii）と主張するが、それはおそらく、法や政策がDV被害者と支援者という一人のひととひとの関係性の中に落とし込まれていく、その事実とプロセス、そしていったん個人レベルに落とし込まれたものが、再びDV根絶という法の理念へとつながっていくプロセスを描き出すことであったのかもしれない。法や政策レベルと個人レベルとの双方向的な関係が、支援者の声から描き出されている力強い章である。

第4章「民間シェルターと行政・関係機関との「連携」」は、行政関係者必読の章であろう。DVに限らず、子どもの虐待など生活圏で生じる暴力に対しては警察、行政そして民間関係機関との「連携」の必要性が主張されてきたにもかかわらず、いまだ十分に実現していない。その原因は「縦割り行政」であったり中央-地方の「上下関係」であったりと旧来の体制が批判されてきたが、本章では支援者たちが直面している困難から問題点を分析し、なぜ「連携」がうまくいかないのか、そしてあるべき「連携」の形について提示されている。それにしても、総務省調査で、行政と民間の「連携」が不十分だと答えた民間シェルターが71%なのに対して、行政側が35.3%しかなかったという数値の差には驚きを隠せない(203)。…というふうに、評者などはつい行政批判を展開したくなるのだが、本書では単なる行政批判にとどまらず、そこにおいて民間シェルターおよび支援者が蓄積した知恵がどのように生かされるのかが非常に明確に位置づけてあり、そのために行政側に求められる姿勢が具体的かつ前向きに提示されている。また、実際に連携がスムーズに行われている自治体をモデルケースとした分析が行われており説得力がある。

第5章「民間シェルターの現在と未来」は本書の結論にあたり、今後の民間シェルターの方向性が提示されている。ジェンダー研究から興味深いのは、民間シェルターの財源問題の背後に私的領域での女性たちの無償労働とそれを支える価値規範があるという点である。一方、行政からの財政支援は組織の自立性との葛藤を引き起こす。本章で提示されるのはNPO法人化という手段である。民間シェルターの「自己統治」のために、「お上のお墨つき」（269）による公共圏への参入をはかるという方向性は、おそらく、DV被害にあった女性たちをどうやって救うことができるのかという差し迫った問題に、調査と研究を通して真摯に向き合ってきた筆者だからこそその結論なのであろう。今後は公共圏のあり方そのものを射程に入れたジェンダー分析を

期待したい。

2001年のDV防止法は、親密な関係性の中で振るわれる暴力を「人権侵害」の枠組みにおいて捉え直し、法の問題として再定義した画期的な法律であった。一方、法制定がDV根絶のための第一歩にすぎなかったという事実が、本書の現場レベルで、支援者の声を丁寧に拾い上げていく作業から、あらためて痛感させられた一冊である。

なお、本書はDVについてこれから学びたいという学生向けの入門書とは必ずしもなっていない。DVが生じるジェンダー構造と暴力のメカニズム、そしてなぜDVが「個人の問題」として軽視され続けてきたのかに関するフェミニストの分析を学ぶことで、本書の意義をさらによく理解することができる。これから学ばれる学生のみなさんには、本書に紹介されている参考文献の併読もお勧めしたい。

